



鳥取県公報

平成 29 年 12 月 26 日(火)
号外第 97 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県行政財産使用料条例及び鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (50) (財源確保推進課) 4
	鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例 (51) (住まいまちづくり課) 6
	鳥取県被災者住宅再建支援条例及び鳥取県基金条例の一部を改正する条例 (52) (〃) 7
	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (53) (会計指導課) 16

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県行政財産使用料条例及び鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

最近における建物その他の工作物の減価償却費及び維持管理に要する費用等の状況に鑑み、受益と負担の公平確保を図るため、行政財産及び鳥取空港の使用料を改める。

2 条例の概要

(1) 鳥取県行政財産使用料条例の一部改正

県庁舎講堂の使用料の額を1時間につき2,740円（現行 2,850円）とする等建物その他の工作物の使用料の額を引き下げる。

(2) 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部改正

航空機への乗降等に係る施設等以外の施設の使用料の額を行政財産使用料の引下げに準じて引き下げる。

(3) 施行期日は、平成30年4月1日とする。

◇鳥取県建築基準法施行条例の一部改正について

1 条例の改正理由

建築基準法の一部改正により、用途地域に田園住居地域が追加されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 用途地域内における建築物の建築の許可の手数料について、田園住居地域における場合を加える。

(2) 施行期日は、平成30年4月1日とする。

◇鳥取県被災者住宅再建支援条例及び鳥取県基金条例の一部改正について

1 条例の改正理由

平成28年10月21日に発生した鳥取県中部地震による被害等に鑑み、被災者の住宅の再建等に係る支援を拡充する。

2 条例の概要

(1) 鳥取県被災者住宅再建支援条例の一部改正

ア 被災市町村の交付する次の給付金を新たに補助金の対象とする。

区分	対象事業	交付定額
被災者住宅再建等支援金	半壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入	100万円（単身世帯については、75万円）
	一部損壊世帯の居宅の補修	補修に要する経費（30万円を限度とする。）
	住宅に重大な損害を及ぼすおそれのある擁壁等の補修	補修に要する経費に3分の2を乗じて得た額（100万円を限度とする。）
被災者住宅修繕促進支援金	小規模な損壊の居宅の補修の促進	2万円

イ 補助金の対象となる給付金について、居宅に代わる住宅の建設又は購入、居宅の補修及び小規模な損壊の居宅の補修の促進に係るものの対象者に賃貸住宅の所有者を追加する。

ウ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県基金条例の一部改正

鳥取県被災者住宅再建等支援基金に関する規定を追加する。

(3) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 通訳案内士法及び旅行業法の一部改正等に伴い、新たに発生する事務について手数料を定める等所要の改正を行う。
- (2) 受益と負担の公平の確保を図るため、建築士事務所の登録事務に係る手数料の額を引き上げる。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。
 - ア 地域通訳案内士の登録 1件につき4,000円
 - イ 地域通訳案内士登録証の訂正 1件につき3,000円
 - ウ 地域通訳案内士登録証の再交付 1件につき3,000円
 - エ 旅行サービス手配業の登録 1件につき15,000円
- (2) 次のとおり手数料の額を引き上げる。
 - ア 1級建築士事務所の登録 1件につき17,000円（現行 15,000円）
 - イ 2級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録 1件につき12,000円（現行 10,000円）
- (3) 次の手数料を廃止する。
 - ア 地域限定特例通訳案内士の登録
 - イ 地域限定特例通訳案内士登録証の訂正
 - ウ 地域限定特例通訳案内士登録証の再交付
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とする(4)及びイの一部に関する事項並びに平成30年4月1日とする(2)に関する事項を除き、平成30年1月4日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

条 例

鳥取県行政財産使用料条例及び鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第50号

鳥取県行政財産使用料条例及び鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県行政財産使用料条例の一部改正)

第1条 鳥取県行政財産使用料条例(昭和39年鳥取県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前					
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)					
1 略					1 略					
2 建物その他の工作物					2 建物その他の工作物					
区分		使用料			区分		使用料			
		単位	金額				単位	金額		
略					略					
その他 の場合	県庁舎	講堂	1時間	<u>2,740円</u>	その他 の場合	県庁舎	講堂	1時間	<u>2,850円</u>	
		講堂以 外の部 分	使用面積1 平方メー トルにつき1	6円			講堂以 外の部 分	使用面積1 平方メー トルにつき1	6円	
	東部庁舎及び 警察本部庁舎		時間	6円		東部庁舎及び 警察本部庁舎		時間	6円	
	県庁 舎、東 部庁舎 及び警 察本部 庁舎 (以下 「県庁 舎等」 とい う。) 以外の 建物	非木造	6円			県庁 舎、東 部庁舎 及び警 察本部 庁舎 (以下 「県庁 舎等」 とい う。) 以外の 建物	非木造	6円		
		木造	3円				木造	3円		
	プール		1時間	<u>7,940円</u>		プール		1時間	<u>9,020円</u>	
略					略					
備考					備考					
1～6 略					1～6 略					
7 1月以上建物を使用させる場合の使用料の額は、使用面積1平方メートルにつき、次の					7 1月以上建物を使用させる場合の使用料の額は、使用面積1平方メートルにつき、次の					

<p>とおりとする。この場合において、使用期間に1月未満の端数があるときは、日割りをもって計算するものとする。</p> <p>(1) 県庁舎等 1月につき<u>1,010円</u></p> <p>(2) 非木造の建物（県庁舎等を除く。） 1月につき<u>820円</u></p> <p>(3) 略</p> <p>8～10 略</p>	<p>とおりとする。この場合において、使用期間に1月未満の端数があるときは、日割りをもって計算するものとする。</p> <p>(1) 県庁舎等 1月につき<u>1,040円</u></p> <p>(2) 非木造の建物（県庁舎等を除く。） 1月につき<u>830円</u></p> <p>(3) 略</p> <p>8～10 略</p>
--	--

（鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第2条 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>別表第2（第17条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 建物その他の施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 20%;">単位</th> <th style="width: 45%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他 の施設</td> <td style="text-align: center;">月を単位として使用する 場合</td> <td style="text-align: center;">使用面積1 平方メートル1月につき <u>820円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	区分	単位	金額	略			その他 の施設	月を単位として使用する 場合	使用面積1 平方メートル1月につき <u>820円</u>	略			<p>別表第2（第17条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 建物その他の施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 20%;">単位</th> <th style="width: 45%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他 の施設</td> <td style="text-align: center;">月を単位として使用する 場合</td> <td style="text-align: center;">使用面積1 平方メートル1月につき <u>830円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	区分	単位	金額	略			その他 の施設	月を単位として使用する 場合	使用面積1 平方メートル1月につき <u>830円</u>	略		
区分	単位	金額																							
略																									
その他 の施設	月を単位として使用する 場合	使用面積1 平方メートル1月につき <u>820円</u>																							
略																									
区分	単位	金額																							
略																									
その他 の施設	月を単位として使用する 場合	使用面積1 平方メートル1月につき <u>830円</u>																							
略																									

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第51号

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第3（第13条関係）		別表第3（第13条関係）	
事務	金額	事務	金額
略		略	
13 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、 <u>第13項ただし書又は第14項ただし書</u> （法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可	略	13 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可	略
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

鳥取県被災者住宅再建支援条例及び鳥取県基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第52号

鳥取県被災者住宅再建支援条例及び鳥取県基金条例の一部を改正する条例

(鳥取県被災者住宅再建支援条例の一部改正)

第1条 鳥取県被災者住宅再建支援条例(平成13年鳥取県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥取県被災者住宅再建等支援条例</u></p>	<p><u>鳥取県被災者住宅再建支援条例</u></p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>指定自然災害</u>により住宅に著しい被害を受けた地域(以下「被災地域」という。)において、県及び県内市町村が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して<u>給付金を交付するための措置</u>を定めることにより、被災地域が活力を失うことなく力強い復興をすることを促進し、もって地域の維持と再生を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>自然災害</u>により住宅に著しい被害を受けた地域(以下「被災地域」という。)において、県及び県内市町村が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して<u>被災者住宅再建支援金を交付するための措置</u>を定めることにより、被災地域が活力を失うことなく力強い復興をすることを促進し、もって地域の維持と再生を図ることを目的とする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>指定自然災害</u> 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する自然災害のうち、次のいずれかに該当するものであって、知事が参加市町村(第8条第1項の規定による参加の申込みをした市町村(同条第4項の規定による脱退の届出をした市町村を除く。)をいう。以下同じ。)に協議して指定したものをいう。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ アからウまでに掲げるもののほか、被災地域における地域社会の<u>維持が困難になるおそれのある被害が発生した自然災害</u></p> <p>(2) <u>居宅</u> <u>指定自然災害が発生した日</u>(以下「発生日」という。)の前日においてその所有者、所有者の3親等以内の親族、賃借人その他これらに準ずる者として知事が別に定めるものが生活の本拠としていた住宅をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>自然災害</u> 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する自然災害のうち、次のいずれかに該当するものであって、知事が参加市町村(第11条第1項の規定による参加の申込みをした市町村(同条第4項の規定による脱退の届出をした市町村を除く。)をいう。以下同じ。)に協議して指定したものをいう。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ アからウまでに掲げるもののほか、被災地域における地域社会の<u>崩壊を招くおそれのある被害</u>が発生した自然災害</p> <p>(2) <u>被災者住宅再建支援金</u> <u>被災市町村</u>(被災地域の所在する市町村をいう。以下同じ。)が、その条例で定めるところにより、別表の第1欄に掲げる事業(自然災害が発生した日(以下「発生日」という。)以降に着手し、発生日の翌日から起算して同表の第2欄に掲げる期間を経過する日までに完了するものに限る。)を行う同表の第3</p>

<p>(3) <u>全壊世帯 指定自然災害により被害を受けた世帯であって、次に掲げるもの（法第2条第2号に規定する被災世帯を除く。）をいう。</u> <u>ア 当該指定自然災害によりその居宅が全壊した世帯</u> <u>イ 当該指定自然災害によりその居宅が半壊し、又はその居宅の敷地に被害が生じ、法第2条第2号ロに規定する事由により、当該居宅を解体し、又は解体されるに至った世帯</u> <u>ウ 当該指定自然災害に係る法第2条第2号ハに規定する事由により、その居宅が居住不能なものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯</u></p> <p>(4) <u>大規模半壊世帯 指定自然災害によりその居宅が半壊し、法第2条第2号ニに規定する大規模な補修を行わなければこれに居住することが困難であると認められる世帯（同号に規定する被災世帯並びに前号イ及びウに掲げる世帯を除く。）をいう。</u></p> <p>(5) <u>半壊世帯 指定自然災害によりその居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の損壊に係る部分の床面積の延床面積に対する割合又は知事が別に定めるところにより算定した損壊に係る割合（以下「被害割合」という。）が20パーセント以上のもの（前2号に掲げる世帯を除く。）をいう。</u></p> <p>(6) <u>一部損壊世帯 指定自然災害によりその居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の被害割合が10パーセント以上のもの（前3号に掲げる世帯を除く。）をいう。</u></p> <p>2 前項第1号アからウまでの規定を適用する場合には、<u>次の各号に掲げる世帯は、それぞれ当該各号に定める数をもって、住宅が全壊した1の世帯とみなす。</u></p> <p>(1) <u>住宅の被害割合が20パーセント以上である世</u></p>	<p><u>欄に掲げる世帯（法第2条第2号に規定する被災世帯を除く。）の世帯主（発生日の翌日から起算して同表の第4欄に掲げる期間を経過する日までに、当該事業について被災者住宅再建支援金の交付を申請する者に限る。以下「交付対象者」という。）に対して交付する同表の第5欄に定める額（以下「交付定額」という。）以上の給付金をいう。</u></p> <p>(3) <u>全壊世帯 自然災害により被害を受けた世帯であって、次に掲げるものをいう。</u> <u>ア 当該自然災害によりその居住する住宅（発生日の前日にその所有者、所有者の3親等以内の親族その他これに準ずる者として知事が別に定める者が生活の本拠としていたものに限る。以下「居宅」という。）が全壊した世帯</u> <u>イ 当該自然災害によりその居宅が半壊し、又はその居宅の敷地に被害が生じ、法第2条第2号ロに規定する事由により、当該居宅を解体し、又は解体されるに至った世帯</u> <u>ウ 当該自然災害に係る法第2条第2号ハに規定する事由により、その居宅が居住不能なものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯</u></p> <p>(4) <u>大規模半壊世帯 自然災害によりその居宅が半壊し、法第2条第2号ニに規定する大規模な補修を行わなければこれに居住することが困難であると認められる世帯（前号イ及びウに掲げる世帯を除く。）をいう。</u></p> <p>(5) <u>半壊世帯 自然災害によりその居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の損壊に係る部分の延床面積又は別に定めるところにより算定した損壊に係る割合が20パーセント以上のもの（第3号及び前号に掲げる世帯を除く。）をいう。</u></p> <p>2 前項第1号アからウまでの規定を適用する場合には、<u>2の大規模半壊世帯又は半壊世帯をもって1の世帯の住宅の全壊とみなす。</u></p>
--	---

帯（住宅が全壊したもの及び次号に掲げるものを除く。） 2

(2) 住宅が床上に達する浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯 3

(補助金の交付)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる給付金（以下「支援金」という。）を交付する被災市町村（被災地域の所在する市町村をいう。以下同じ。）に対し、予算の範囲内で被災者住宅再建等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(1) 被災者住宅再建等支援金（被災市町村が、その条例で定めるところにより、別表の第1欄に掲げる事業（発生日以降に着手し、発生日の翌日から起算して同表の第2欄に掲げる期間を経過する日までに完了するものに限る。）を行う同表の第3欄に掲げる者であって、発生日の翌日から起算して同表の第4欄に掲げる期間を経過する日までに交付を申請するものに対して交付する同表の第5欄に定める額（以下「交付定額」という。）以上の給付金をいう。以下同じ。）

(2) 被災者住宅修繕促進支援金（被災市町村が、その条例で定めるところにより、指定自然災害により居宅が損壊した世帯（法第2条第2号に規定する被災世帯を除く。）の世帯主又は当該居宅の所有者（被災者住宅再建等支援金（別表第8号に係るものを除く。）の交付を受ける者を除き、知事が別に定めるものに限る。）であって、発生日の翌日から起算して1年を経過する日までに交付を申請するものに対して交付する2万円以上の給付金をいう。以下同じ。）

2 前項の規定にかかわらず、知事は、やむを得ない事情により、支援金の交付の対象となる者が同項各号に規定する期間内に交付の申請又は事業の完了をすることができないと認めるときは、参加市町村に協議の上、その期間を延長することができる。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、被災市町村が交付した被災者住宅再建等支援金の額（交付定額を超える額を交付した場合にあっては、交付定額）及び被災者住宅修繕促進支援金の額（2万円を超える額を交付した場合にあっては、2万円）の合計額に10分の9を乗じ

(補助金の交付)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、交付対象者に対して被災者住宅再建支援金を交付する被災市町村に対し、予算の範囲内で被災者住宅再建支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、被災市町村が交付対象者ごとに交付した被災者住宅再建支援金の額（交付定額を超える額を交付した場合にあっては、交付定額）の合計額に10分の9を乗じて得た額以下とする。

<p>て得た額以下とする。</p> <p>(基金の積立て)</p> <p><u>第5条 鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）第2条第1項の規定により設置された鳥取県被災者住宅再建等支援基金（以下「基金」という。）として積み立てる額は、県及び参加市町村が毎年度拠出する額の合計額とする。</u></p> <p><u>2 略</u></p> <p><u>3 参加市町村が拠出すべき額は、参加市町村に協議して知事が別に定めるものとし、県が拠出すべき額は、参加市町村が拠出する額の合計額に相当する額とする。</u></p> <p>(基金の処分)</p> <p><u>第6条</u></p> <p><u>基金を補助金の交付に必要な経費に充てる場合において処分することができる額は、補助金の額に9分の8を乗じて得た額以下とする。</u></p> <p>(参加市町村への報告)</p> <p><u>第7条 略</u></p>	<p>(基金の設置)</p> <p><u>第5条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、補助金の交付に要する経費に充てるため、鳥取県被災者住宅再建支援基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p> <p>(基金の積立て)</p> <p><u>第6条 基金として積み立てる額は、県及び参加市町村が毎年度拠出する額の合計額とする。</u></p> <p><u>2 参加市町村が毎年度拠出すべき額は、参加市町村に協議して知事が別に定めるものとし、県が毎年度拠出すべき額は、参加市町村が拠出する額の合計額に相当する額とする。</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p>(基金の管理)</p> <p><u>第7条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。</u></p> <p><u>2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。</u></p> <p>(基金の運用益金の処理)</p> <p><u>第8条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。</u></p> <p>(基金の処分)</p> <p><u>第9条 基金は、補助金の交付に必要な経費に充てる場合又は第11条第5項の規定により返還する場合に限りこれを処分することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により補助金の交付に必要な経費に充てる場合において処分することができる額は、補助金の額に9分の8を乗じて得た額以下とする。</u></p> <p>(参加市町村への報告)</p> <p><u>第10条 略</u></p>
--	--

(参加の申込み等)

第8条 この条例で定める制度（以下「被災者住宅再建等支援制度」という。）に参加しようとする市町村は、参加する年度の前年度の末日までに、知事が別に定める参加申込書を知事に提出しなければならない。

2 県及び参加市町村は、毎年5月31日までに、第5条第3項の規定による県又は当該参加市町村が拠出すべき額のうち、当該年度に拠出する額を基金に拠出しなければならない。

3 新たに第1項の申込み（以下「参加申込み」という。）を行う市町村が当該参加申込みをした年度の翌年度以降に基金に拠出すべき額は、第5条第3項の規定にかかわらず、既に参加している参加市町村との均衡を考慮して、参加市町村に協議して知事が定める額とする。

4 被災者住宅再建等支援制度から脱退しようとする参加市町村は、脱退する年度の前年度の末日までに、知事が別に定める脱退届出書を知事に提出しなければならない。

5 略

6 市町村の廃置分合又は境界変更があった場合における被災者住宅再建等支援制度上の地位の承継、基金に拠出すべき額の特例その他必要な事項は、参加市町村に協議して知事が別に定める。

(委任)

第9条 略

附 則
(施行期日)

1 略

(基金の積立額の検討)

2 知事は、基金に積み立てた額の合計額が第5条第2項に規定する用途とする額に達すると見込まれるときは、当該達すると見込まれる年度において参加市町村と協議を行い、必要があると認めるときは、

(参加の申込み等)

第11条 この条例で定める制度（以下「被災者住宅再建支援制度」という。）に参加しようとする市町村は、参加する年度の前年度の末日までに、知事が別に定める参加申込書を知事に提出しなければならない。

2 県及び参加市町村は、毎年5月31日までに、第6条第2項の規定による県又は当該参加市町村が拠出すべき額を基金に拠出しなければならない。

3 この条例の施行の日の属する年度（以下「当初年度」という。）に第1項の申込み（以下「参加申込み」という。）をしなかった市町村がその後の年度に参加申込みをした場合において、当該参加申込みをした年度の翌年度に当該市町村が拠出すべき額は、第6条第2項の規定にかかわらず、当初年度から参加した参加市町村との均衡を考慮して、参加市町村に協議して知事が定める額とする。

4 被災者住宅再建支援制度から脱退しようとする参加市町村は、脱退する年度の前年度の末日までに、知事が別に定める脱退届出書を知事に提出しなければならない。

5 略

6 市町村の廃置分合又は境界変更があった場合における被災者住宅再建支援制度上の地位の承継、基金に拠出すべき額の特例その他必要な事項は、参加市町村に協議して知事が別に定める。

(委任)

第12条 略

附 則
(施行期日)

1 略

(当初年度における特例)

2 当初年度に市町村が参加申込みをしようとする場合の期限及び当初年度に県及び参加市町村が基金に拠出する期限については、第11条第1項及び第2項の規定にかかわらず、知事が別に定める。

基金として積み立てる額の合計額について必要な措置を講ずるものとする。

別表（第3条関係）

対象事業	完了 期間	対象者	申請 期間	交付定額
(1) 全壊世帯の居宅に代わる住宅（当該居宅の所在する市町村の区域内に設置されるものに限る。貸貸住宅にあつては、知事が別に定めるものに限る。）の建設又は購入（当該建設又は購入について契約を締結する場合にあつては、発生日以降に当該契約を締結したときに限る。以下同じ。）	略	全壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者（知事が別に定めるものに限る。）	略	
(2) 全壊世帯の居宅の補修（当該補修について契約を締結する場合にあつては、発生日以降に当該契約を締結したときに限る。以下同じ。）				
(3) 大規模半壊世帯の居宅に代わる住宅（当該居宅の所在する市町村の区域内に	3年	大規模半壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者（知事が別に定める	2年	略

別表（第2条関係）

対象事業	完了 期間	対象世帯	申請 期間	交付定額
(1) 全壊世帯の居宅に代わる住宅（当該全壊世帯の居宅の所在する市町村の区域内に設置されるものに限る。）の建設又は購入（当該建設又は購入について契約を締結する場合にあつては、発生日以降に当該契約を締結したときに限る。以下同じ。）	略	全壊世帯	略	
(2) 全壊世帯の居宅の補修（当該補修について契約を締結する場合にあつては、発生日以降に当該契約を締結したときに限る。以下同じ。）				
(3) 大規模半壊世帯の居宅に代わる住宅（当該大規模半壊世帯の居宅の所在する	3年	大規模半壊世帯	2年	略

設置されるもの のに限り、賃 貸住宅にあっ ては、知事が 別に定めるも のに限る。)の 建設又は購 入		ものに限 る。)			市町村の区域 内に設置され るものに限 る。)の建設 又は購入				
(4) 大規模半 壊世帯の居宅 の補修				150万円 (単数世 帯につい ては、 112万 5,000 円)	(4) 大規模半 壊世帯の居宅 の補修			150万円 (単数世 帯につい ては、 112万 5,000 円)	
(5) 半壊世帯 の居宅に代わ る住宅(当該 居宅の所在す る市町村の区 域内に設置さ れるものに限 り、賃貸住宅 にあっては、 知事が別に定 めるものに限 る。)の建設 又は購入	3年	半壊世帯の 世帯主又は 当該居宅の 所有者(知 事が別に定 めるもの に限る。)	2年	100万円 (単数世 帯につい ては、75 万円)					
(6) 半壊世帯 の居宅の補修	2年	半壊世帯の 世帯主又は 当該居宅の 所有者(知 事が別に定 めるもの に限る。)	1年	補修に要 する経費 (100万 円(単数 世帯につ いては、 75万円) を限度と する。)	(5) 半壊世帯 の居宅の補修	2年	半壊世帯	1年	補修に要 する経費 (100万 円(単数 世帯につ いては、 75万円) を限度と する。)
(7) 一部損壊 世帯の居宅の 補修	2年	一部損壊世 帯の世帯主 又は当該居 宅の所有者 (知事が別 に定めるも のに限る。)	1年	補修に要 する経費 (30万円 を限度と する。)					

<p>(8) 指定自然災害により損壊した擁壁その他の知事が別に定める構造物であって、発生日の前日において現に生活の本拠とされていた住宅に重大な損害を及ぼすおそれのあるものの補修</p>	<p>2年</p>	<p>当該構造物の所有者、管理者又は占有者（知事が別に定めるものに限る。）</p>	<p>1年</p>	<p>補修に要する経費に3分の2を乗じて得た額（100万円を限度とする。）</p>			
<p>(9) (1)から(8)までに掲げるもののほか、知事が参加市町村に協議して別に定める事業</p>	<p>略</p>				<p>(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、知事が参加市町村に協議して別に定める事業</p>	<p>略</p>	
<p>備考 略</p>					<p>備考 略</p>		

(鳥取県基金条例の一部改正)

第2条 鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
26 鳥取元気づくり推進基金	県民、特定非営利活動法人、事業者、市町村、県等の多様な主体が連携し、地域の自然、歴史、文化	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。	26 鳥取元気づくり推進基金	県民、特定非営利活動法人、事業者、市町村、県等の多様な主体が連携し、地域の自然、歴史、文化	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

	等の特性 に応じた 地域づく りに取り 組み、 もって個 性豊かで 魅力ある 地域社会 を形成す る地方創 生の推進 に資する こと。		要な経 費の財 源に充 当 (2) (1)の ほか、 一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 基金に 積立て		等の特性 に応じた 地域づく りに取り 組み、 もって個 性豊かで 魅力ある 地域社会 を形成す る地方創 生の推進 に資する こと。		要な経 費の財 源に充 当 (2) (1)の ほか、 一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 基金に 積立て
27 鳥 取県 被災 者住 宅再 建等 支援 基金	鳥取県 被災者住 宅再建等 支援条例 (平成13 年鳥取県 条例第40 号) 第3 条第1項 に規定す る被災者 住宅再建 等支援事 業費補助 金の交付 に要する 経費に充 てること。	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	一般会計 歳入歳出 予算に計 上して当 該基金に 積立て	(1) 当該基 金の設置目 的を達成す るために必 要な経費の 財源に充て るとき。 (2) 鳥取県 被災者住宅 再建等支援 条例第8条 第5項の規 定による返 還の財源に 充てるとき。			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第53号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(191) 略</p> <p>(192) <u>通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第57条において準用する同法第18条の規定に基づく地域通訳案内士の登録</u> 1件につき4,000円</p> <p>(193) <u>通訳案内士法第57条において準用する同法第23条第2項の規定に基づく地域通訳案内士登録証の訂正</u> 1件につき3,000円</p> <p>(193の2) <u>通訳案内士法第57条において準用する同法第24条の規定に基づく地域通訳案内士登録証の再交付</u> 1件につき3,000円</p> <p>(194) <u>旅行業法施行令（昭和46年政令第338号）第5条第1項</u>の規定により処理することとされている旅行業法（昭和27年法律第239号）<u>第3条</u>の規定に基づく旅行業等の登録 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア・イ 略</p> <p>(195) <u>旅行業法施行令第5条第1項</u>の規定により処理することとされている旅行業法第6条の3第1項の規定に基づく旅行業の有効期間の更新の登録 1件につき17,000円</p> <p>(196) <u>旅行業法施行令第5条第1項</u>の規定により処理することとされている旅行業法第6条の4第1項の規定に基づく旅行業の業務範囲の変更の登録 1件につき11,000円</p> <p>(196の2) <u>旅行業法施行令第5条第2項</u>の規定に</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(191) 略</p> <p>(192) <u>構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第19条の2第8項</u>において準用する通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第18条の規定に基づく<u>地域限定特例通訳案内士の登録</u> 1件につき4,000円</p> <p>(193) <u>構造改革特別区域法第19条の2第8項</u>において準用する通訳案内士法第23条第2項の規定に基づく<u>地域限定特例通訳案内士登録証の訂正</u> 1件につき3,000円</p> <p>(193の2) <u>構造改革特別区域法第19条の2第8項</u>において準用する通訳案内士法第24条の規定に基づく<u>地域限定特例通訳案内士登録証の再交付</u> 1件につき3,000円</p> <p>(194) <u>旅行業法施行令（昭和46年政令第338号）第2条第1項</u>の規定により処理することとされている旅行業法（昭和27年法律第239号）<u>第4条第1項</u>の規定に基づく旅行業等の登録 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア・イ 略</p> <p>(195) <u>旅行業法施行令第2条第1項</u>の規定により処理することとされている旅行業法第6条の3第1項の規定に基づく旅行業の有効期間の更新の登録 1件につき17,000円</p> <p>(196) <u>旅行業法施行令第2条第1項</u>の規定により処理することとされている旅行業法第6条の4第1項の規定に基づく旅行業の業務範囲の変更の登録 1件につき11,000円</p>

<p><u>より処理することとされている旅行業法第23条の規定に基づく旅行サービス手配業の登録 1件につき15,000円</u></p> <p>(197)～(302) 略</p> <p>(303) 建築士法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録（同条第3項の規定に基づく更新の登録を含む。）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 1級建築士事務所 1件につき<u>17,000円</u></p> <p>イ 2級建築士事務所又は木造建築士事務所 1件につき<u>12,000円</u></p> <p>(304)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(197)～(302) 略</p> <p>(303) 建築士法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録（同条第3項の規定に基づく更新の登録を含む。）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 1級建築士事務所 1件につき<u>15,000円</u></p> <p>イ 2級建築士事務所又は木造建築士事務所 1件につき<u>10,000円</u></p> <p>(304)～(328) 略</p> <p>2 略</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年1月4日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第1項第194号から第196号までの改正規定及び次項の規定 公布の日

(2) 第2条第1項第303号の改正規定 平成30年4月1日

(施行日前の旅行サービス手配業の登録の申請に係る手数料の徴収)

2 通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成29年法律第50号）附則第4条の規定により新旅行業法（同条に規定する新旅行業法をいう。）第23条の登録を受けようとする者が平成30年1月4日以前に行う申請については、1件につき15,000円の手数料を徴収する。

3 前項の規定により手数料を徴収した申請に係る登録については、改正後の鳥取県手数料徴収条例第2条第1項の規定にかかわらず、同条第196号の2に規定する手数料は徴収しない。